



公平委員会の事務の委託について

令和 6 年 11 月 21 日

本 部 事 務 局

関西広域連合の公平委員会の事務について、簡素で効率的な執行体制とするため、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、構成府県市に 2 年間ずつ委託している。

令和 5 年度及び 6 年度は兵庫県に委託しているが、令和 7 年度及び 8 年度は京都市に委託する。

このため、①兵庫県議会では受託廃止、②京都市会では受託、③関西広域連合議会では委託廃止及び委託の議決を得た上で、総務省に届出を行う。

◆参考

1 委託事務について

- ・勤務条件に関する措置要求審査
- ・不利益処分についての審査請求に対する裁決
- ・苦情の処理
- ・その他法律に基づき、その権限に属せしめられた事務

2 根拠法令

○地方公務員法（抜粋）

第 7 条

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

○地方自治法（抜粋）

第252条の14

1 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

第292条

地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。